



《会計・税務の知識》 相続のスケジュール

はじめに

大切に思っている人が亡くなった時に残された自分が何をしなければならないのか、知っておこうと考える人は少ないと思います。なぜなら、考えたくもない事だからです。しかし、いざ不幸が実際に起きてしまい心身共に疲弊した状態で、様々な事を一から調べ上げるのは大きな負担となります。そこで本稿では、大切な人が亡くなってしまった際、葬儀以外で必要となる各種手続について、簡潔にまとめました。

スケジュール

以下は、亡くなった日を起算日とした一般的なスケジュールの目安です。いつまでに・誰が・何をやるかをリスト化し、それに沿って手続を進めていくのが望ましいです。

スケジュール	手続を行う場所	手続
7日以内	市区町村役場	死亡届
		火葬・埋葬許可交付申請
10日以内	家庭裁判所	遺言書の検認（公正証書遺言を除く）
	年金事務所	厚生年金の死亡届
14日以内	市区町村役場	国民健康保険または後期高齢者医療保険の死亡届
		国民年金の死亡届
		世帯主変更届
できるだけ早く	法務局	戸籍謄本・改正原戸籍の取得
	家庭裁判所	未成年者の特別代理人の選任申立
	自宅等	相続財産の調査・評価
		遺産分割協議
取引先等	各種契約等の名義変更	
3カ月以内	家庭裁判所	相続放棄・限定承認の申述
4カ月以内	税務署	所得税の申告（準確定申告）・納税
10カ月以内	税務署	相続税の申告・納税

専門家への相談

手続を進めていく過程で、分からない事もいろいろ出てくるはずです。役所関係のことについては、手続を管轄する行政機関等に相談するのがよいと思いますが、法律関係や税金、不動産などの専門的な内容については、その道の専門家である弁護士、司法書士、行政書士、税理士、不動産コンサルタントなどのサポートを受けるべきか検討しましょう。なお弊所では、主に税金関係の手続を専門的にサポートさせていただく『安心相続相談所』を開設しています。

<http://www.anshinsouzoku.net/nagare.html>

結び

紙面の都合上、手続一つ一つについては詳しく触れられませんが、もし相続が発生した際の導入として役立てば幸いです。
(担当：工藤)